

令和3年2月10日

吉田町議会議長
増田剛士様

産業建設常任委員会
委員長 三輪 美由紀

産業建設常任委員会所管事務調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会会議規則73条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 地場産業の活性化について
- 2 調査の目的 町は、総合計画の基本理念において「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における施策の大綱の一つを「活力あふれる産業振興のまちづくり」としている。
そこで、各産業のさらなる発展のため、地場産業の活性化について、調査・研究する。
- 3 期間 調査・研究が終了するまで
- 4 調査の経過 別紙のとおり
- 5 調査結果 別紙のとおり
- 6 まとめ 別紙のとおり

4 調査の経過

回	日時	開会 閉会	内 容
第1回	令和元年 6月4日	9:00 11:00	<p>1 所管事務調査について調査することを決定した。</p> <p>(1) 調査内容を「地場産業の活性化について」と決定した。</p> <p>(2) 目的は次回委員会協議とし、各委員が目的案を検討しておくこととした。</p>
第2回	令和元年 6月10日	9:00 12:10	<p>1 所管事務調査の目的を以下のとおり決定した。 町は、総合計画の基本理念において「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」を掲げ、その基本理念における大綱の1つを「活力あふれる産業振興のまちづくり」としている。そこで各産業をさらに発展させるため、地場産業の活性化について調査研究を行う。</p> <p>2 調査期間を以下のとおり決定した。 調査・研究が終了するまで。</p> <p>3 調査方法について協議した。 調査対象を明確にするため、次回、吉田町の地場産業について議論し、委員会における地場産業の定義づけを行うこととした。</p>
第3回	令和元年 7月12日	9:00 11:30	<p>1 「地場産業」の定義づけを行った。 各委員の案を基に協議を行い、「その地方の資源・労働力を背景に、吉田町で古くから発展・定着し、地域独自の特産品の製造・生産等を行う産業」と決定した。</p> <p>2 委員会で調査を行う吉田町の地場産業にどのようなものがあるかを協議した。 うなぎ養殖・加工、しらす加工、レタス栽培、かりんとう等菓子製造、細幅織物、発砲スチロール成型、木工製品などが候補に挙げられた。</p> <p>3 次回、産業課への説明依頼項目を決めることとした。正副委員長にて質問内容の原案を作成することとした。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第 4 回	令和元年 7 月 26 日	9 : 00 12 : 00	<p>1 産業課への説明依頼事項を決定した。</p> <p>2 質問内容の表現の修正及び統一を行った。 質問の日程については 8 月下旬～ 9 月定例会会期中を予定し、産業課と調整することとした。 産業課への主な質問事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 当町の産業の現状とこれまでの推移について (2) 町が行っている取組について (3) 地場産業について</p> <p>3 委員会で考える地場産業について、一部追加及び修正をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養鰻業、うなぎ加工業 ・ しらす漁、しらす加工業 ・ 製菓業（かりんとう） ・ 機織業（細幅織物）
第 5 回	令和元年 9 月 12 日	10 : 00 12 : 20	<p>1 説明員として産業課長他 2 名出席。 事前質問に対し、書面及び口頭にて回答を受け、併せて回答に対する再質問を行った。</p> <p>2 再質問時に回答を得られなかった事項については、後日回答をもらうこととした。</p> <p>3 次回、本日の説明内容を協議し、委員間での認識の共有などを行うこととした。 また、説明に対する再質問事項を正副委員長でまとめ、産業課へ提出することとした。</p>
第 6 回	令和元年 11 月 8 日	9 : 00 11 : 20	<p>1 産業課からの説明内容を協議し、再質問事項を除く箇所について、委員間での認識の共有や各産業の課題点の整理などを行った。</p> <p>2 産業課の現施策に対する各委員からの意見を聞き、出た意見を追加の再質問事項として、産業課へ依頼することとした。</p> <p>3 産業課に対し、各補助金等の内訳として、申請者の業種・目的等が分かる資料を提供してもらえるか依頼することとした。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第7回	令和元年 12月9日	9:00 11:50	<p>1 説明員として産業課長他2名出席。 再質問・追加質問に対し、書面及び口頭にて回答を受けた。</p> <p>2 産業課の回答を受けて、今後の産業建設常任委員会の所管事務調査の内容や手段について協議した。 委員会における地場産業の調査対象として、養鰻業・うなぎ加工業、しらす加工業、機織業（細幅織物業）の3つに絞り込むこととし、次回の委員会において今後の進め方を決定することとした。</p> <p>3 次回までに、過去10年程度の産業建設常任委員の委員会報告や議会だよりに掲載された報告を閲覧し、参考事例となるものがないか、正副委員長で確認しておくこととした。</p>
第8回	令和2年 2月13日	8:55 10:40	<p>1 委員長案を基に、今後の進め方について協議した。 協議の結果、調査を、①しらす加工業、②養鰻業・うなぎ加工業、③機織業（細幅織物業）の順で実施することとした。</p> <p>2 しらす加工業について協議した。産業課へ事前質問を提出し、次回の委員会にて回答をもらうこととした。質問事項は、「(1) 補助金について」、「(2) 外部団体との連携について」、「(3) PR事業について」、「(4) 総合計画との関連について」に分類した。 産業課への依頼、質問事項の取りまとめ、日程調整については、正副委員長で行うこととした。</p>
第9回	令和2年 3月11日	13:25 15:50	<p>1 説明員として産業課長他2名出席。 しらす加工業における以下の項目に関する質問事項について、口頭にて回答を受けた。</p> <p>(1) 補助金について (2) 外部団体との連携について</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
			<p>(3) PR事業について</p> <p>(4) 総合計画との関連について</p> <p>2 産業課からの回答を踏まえ、正副委員長がまとめ案を作成・事前配布し、次回委員会においてしらす加工業に関するまとめを行い、併せて養鰻業・うなぎ加工業への質問事項を協議することとした。</p>
第10回	令和2年 6月8日	9:00 11:00	<p>1 しらす加工業について、当局の回答を基に中間まとめを行った。</p> <p>中間まとめの内容に関し、確認及び文言の加筆・修正等を行った。</p> <p>2 次回、うなぎ加工業に関する産業課への質問事項を正副委員長でまとめることとした。</p> <p>質問事項は、しらす加工業と同じ分類に分けて作成する。</p>
第11回	令和2年 7月1日	13:30 14:50	<p>1 養鰻業・うなぎ加工業に関する産業課への質問事項のまとめと内容の加筆修正を行った。</p> <p>分類に、「養鰻業・うなぎ加工業の現状について」を追加した。</p> <p>その他加筆修正箇所を含め、正副委員長でまとめることとした。</p> <p>2 次回、養鰻業・うなぎ加工業に関する産業課からの回答を受けることとした。</p>
第12回	令和2年 8月6日	8:55 12:05	<p>1 説明員として産業課長他2名出席。</p> <p>事前質問に対し、書面及び口頭にて回答を受け、併せて回答に対する再質問を行った。</p> <p>2 再質問時に回答を得られなかった事項については、後日回答をもらうこととした。</p> <p>3 産業課への追加質問とその回答を正副委員長にて整理し、次回、その内容について協議を行い、養鰻業・うなぎ加工業に関する中間まとめの資料とすることとした。</p>

回	日時	開会 閉会	内 容
第 13 回	令和 2 年 8 月 26 日	8 : 55 12 : 05	1 養鰻業・うなぎ加工業について、活性化のための課題整理を行った。 (1) 養鰻業・うなぎ加工業の現状について (2) 補助金について (3) 外部団体との連携について
第 14 回	令和 2 年 9 月 18 日	13 : 30 15 : 35	1 前回に引き続き、養鰻業・うなぎ加工業に関する活性化のための課題整理を行った。 (4) PR 事業について (5) 総合計画との関連について (6) その他 2 整理した課題に対して、産業課に、それらを認識しているか質問を行うこととした。 3 産業課への質問内容は、正副委員長でまとめて提出することとした。
第 15 回	令和 2 年 10 月 13 日	9 : 00 11 : 40	1 説明員として産業課長他 2 名出席。 事前質問に対し、書面及び口頭にて回答を受け、併せて回答に対する再質問を行った。 2 養鰻業・うなぎ加工業に対する中間まとめについて、正副委員長でまとめ案を作成し、次回協議する。
第 16 回	令和 2 年 10 月 22 日	9 : 00 12 : 05	1 養鰻業・うなぎ加工業における中間まとめ案について文言の修正を行った。 2 機織業（細幅織物業）に対する調査方法について協議した。 次回、機織業（細幅織物業）について、産業課への質問事項をまとめることとし、次回までに各委員が質問を考えてくることとした。
第 17 回	令和 2 年 11 月 10 日	9 : 00 10 : 50	1 機織業（細幅織物業）に関する産業課への質問事項について協議した。 各委員が 1 2 日までに質問事項を作成し、正副委員長が内容を確認の上、産業課に提出することとした。

回	日時	開会 閉会	内 容
第 18 回	令和 2 年 12 月 11 日	13 : 30 15 : 30	<p>1 説明員として産業課長他 1 名出席。 事前質問に対し、書面及び口頭にて回答を受け、併せて回答に対する再質問を行った。</p> <p>(1) 町内織物業の現状について (2) 補助金について (3) 外部団体との連携について (4) P R 事業について (5) 総合計画との関連について (6) その他</p> <p>2 次回、機織業（細幅織物業）に関する課題や対応策を協議することとした。 各委員が考える課題や対応策を正副委員長が内容を確認した上で取りまとめ、次回委員会にて協議することとした。</p> <p>3 再質問の要約は正副委員長でまとめ、次回配布することとした。</p>
第 19 回	令和 2 年 12 月 22 日	13 : 30 16 : 05	<p>1 機織業（細幅織物業）に関する課題と対応策について、質問の分類ごとに協議した。</p> <p>2 正副委員長が協議内容を踏まえ、まとめ案を作成することとした。</p> <p>3 次回、機織業（細幅織物業）のまとめ及び内容の確認や文言の修正を行うこととした。</p>
第 20 回	令和 3 年 1 月 14 日	9 : 00 10 : 30	<p>1 機織業（細幅織物業）の中間まとめ案に対する文言の追加・削除・修正等を行った。</p> <p>2 正副委員長が本日の協議内容及びこれまでの中間まとめを基に、調査報告書案を作成することとした。</p> <p>3 次回、報告書内容の確認や文言の修正を行うこととした。</p>
第 21 回	令和 3 年 2 月 4 日	9 : 00 11 : 55	<p>1 委員長案を基に、所管事務調査報告書について協議を行い、内容について決定した。</p>

5 調査結果

当委員会では、地場産業のうち「しらす加工業」、「養鰻業・うなぎ加工業」、「機織業（細幅織物業）」の3点について調査することとした。

調査は、担当課から調査項目の説明を聴取、又、必要に応じて書類、資料等の提出を要求した。

質問事項は、主に「補助金について」、「外部団体との連携について」、「PR事業について」、「総合計画との関連」の4つに分類して当局に回答を求め、その回答を基に委員会としての意見をまとめた。

(1) しらす加工業について

ア 補助金について

しらす加工業に関する水産関係団体*及び水産業振興団体*（以下、「関係団体」という。）が利用している補助金制度は、以下の内容のとおり。

補助金名	吉田町水産業振興事業費補助金 (地域水産物イメージアップ促進事業)
補助金額	事業に要する経費の3分の1以内 (限度額40,000円)
対象経費	(1) 町外イベントや物産展への出店に要する経費 (2) オリジナルPR紙等の作成に要する経費 (3) 水産物の加工技術開発活動に要する経費
交付対象団体	吉田町煮干協同組合
交付状況	年に1～2回のイベント経費に対し交付

※ 水産関係団体とは、南駿河湾漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合及び吉田町煮干協同組合をいう。

※ 水産業振興団体とは、漁業者、企業関係者、町民等で構成する団体で、20人以上の者で組織するものをいう。

【委員会から出された意見】

(ア) 「補助金額の妥当性について」

補助金申請者からの増額要望は出ていないとのことだが、関係団体に対し、町からの定期的な聞き取りはなく、関係団体の意向がはっきりと見えなかった。

また、後述のPRにも関連するが、補助限度額が、町としてしらすの認知度を上げるための適正な金額であるのか疑問を感じる。

関係団体との協議で意向調査等を行い、その結果に基づいて必要な対応を取るべきと考える。

(イ) 「新しい補助金制度の検討について」

現在交付されている補助金は、前述の1例のみである。他の自治体の制度を調査・研究し、関係団体のニーズに則した新たな補助金制度の検討が必要と考える。

イ 外部団体との連携について

現状の取組状況は、以下のとおり。

	産業委員会	しらすのまどぐち
回数	年1回 (町長の諮問による)	吉田町煮干協同組合の役員会と全体会に出席する 他、必要に応じて打ち合わせを開催
内容	産業4団体*及び町の情報や計画について	しらすのまどぐちの運営・イベントについて
活動の成果	情報共有	展望台小山城売店のリニューアルによる販売力向上
今後の取組	引き続き情報共有を行う。	加工場との連携施策を検討

※ 産業4団体とは、吉田町商工会、ハイナン農業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合及び南駿河湾漁業協同組合をいう。

【委員会から出された意見】

- (ア) 産業4団体との情報共有を行い、町として適宜必要な対応をとるこ
とやしらすのまどぐちの更なる活性化及び加工場との連携施策の早期実施など、表中「今後の取組」に記載されている内容が、確実に実施されることを望む。

ウ PR事業について

【委員会から出された意見】

- (ア) 町としては、しらすのブランド化やどこまでしらすの知名度を向上させるかといったことについて、現時点で公表できる具体的な考えはないことが分かった。

当町で水揚げされたしらすに対するアプローチについて、具体的なビジョンを持つべきと考える。

- (イ) 「ア 補助金について」で記載のとおり、現状、町外イベントには年1～2回の出店にとどまっております、決して多いとはいえません。

しかしながら、町外へのPRを行っている関係団体としても、本来の業務から考えれば、PRに今以上の力を入れるだけの余裕があるかは不明である。

よって、補助金同様、まずは関係団体との協議等の中で、組合の現状や意向をしっかりと把握するべきと考える。

その上で、組合の意向をただ受け入れるのではなく、上記に記載のとおり、町としてもしらすに対するビジョンを明確にし、双方の意向が加味されたPR戦略が策定されることを望む。

エ 総合計画との関連

【委員会から出された意見】

- (ア) 前期基本計画の期間においては、特に「しらすのまどぐち」の開設によってPRの拠点ができ、非常に大きな成果であると評価する。

後期基本計画においては、これまでに挙げた意見について検討され、「付加価値を高めた地域ブランドとして認知される」といった4年後の姿が実現することを期待する。

(2) 養鰻業・うなぎ加工業について

ア 補助金について

養鰻業・うなぎ加工業に関する水産関係団体※、水産業振興団体※（以下、「関係団体」という。）及び町内漁業者が利用している補助金制度は、以下の内容のとおり。

補助金名	吉田町水産業振興事業費補助金 (水産業共同施設整備事業)		吉田町漁業近代化資金利子補助金
補助金額	施設が町内に 存する場合	施設が町内に 存しない場合	1%以内(1回限り)
	事業に要する 経費の 2分の1以内 (限度額1,500万円)	事業に要する 経費の 4分の1以内 (限度額500万円)	
対象経費	水産業基幹施設整備事業、水産業活性化施設整備事業及び水産業関連機械設備整備事業の実施に要する経費		吉田町に住所を有する漁業者等が受ける漁業近代化資金の融資にかかる利子
交付先	静岡うなぎ漁業協同組合		町内漁業者 静岡うなぎ漁業協同組合
交付状況	29年度：スパイラル凍結装置		28年度：種苗及び餌購入 30年度：製氷冷凍装置

※ 水産関係団体とは、南駿河湾漁業協同組合、静岡うなぎ漁業協同組合及び吉田町煮干協同組合をいう。

※ 水産業振興団体とは、漁業者、企業関係者、町民等で構成する団体で、20人以上の者で組織するものをいう。

【委員会から出された意見】

(ア) 「関係団体のニーズの掘り起こしとその対応策の検討を」

養鰻業・うなぎ加工業における「吉田町水産業振興事業費補助金」は、平成29年度以降交付実績がない。

本補助金の対象経費には町外へのイベント出店費用も含まれており、PRの観点からも是非この補助金を活用してもらいたい。

町の聞き取りによると、関係団体はイベント参加に積極的ではない。

後期基本計画にて「うなぎ」の産地としてのブランドイメージの形成」を「目指す状態」とするならば、まずはこの状態を改善する必要があるのではないか。

イベント参加に積極的でない理由として、「メリットが少ない」、「本業へ影響が出る」など、町はイベント参加への課題については把握している。課題解消に向けた提案・協議を行い、関係団体が町に求めるニーズの掘り起こしをお願いしたい。

その中で、現時点で利用の少ない補助金の見直しなど、ニーズにあった対応を検討されたい。

イ 外部団体との連携について

【委員会から出された意見】

(ア) 「産業委員会の活用について検討を」

町長の諮問に応じて開催される産業委員会は、各産業の実務者が集まる貴重な場である。所掌事項における「産業に関する振興計画の樹立」や「各産業の経営安定化及び技術の改良と合理化」に基づき、有効に活用されたい。

(イ) 「産官学の連携・取組について検討を」

当町には東京海洋大学水圏科学フィールド教育研究センターの吉田ステーションがある。この施設での研究内容や結果が、当町のうなぎへの新たな付加価値を生み出す可能性がある。後期基本計画・水産業の「現状と課題」における「ブランド化を図る」や「水産物のPRの強化を図る」といった内容の一助として、これまでの産官に学を加えた連携・取組を是非検討されたい。

ウ PR事業について

【委員会から出された意見】

(ア) 「有益性のあるSNSの発信を」

SNSによる情報発信については、今後の検討案件ということでは非前向きに取り組んでもらいたい。

発信内容については、より多くの人に見てもらえるよう工夫を凝らし、より有益な効果を生み出すことを期待する。

(イ) 「継続的にPRの場の提供を」

PRに当たっては、あくまで団体等の活動の支援をメインに考えているということが理解できた。

支援に当たって、町内外の人の目を当町に向けてもらえるよう、継続的にPRの場の提供を行い、当町の産業の振興・発展に尽力してもらいたい。

エ 総合計画との関連

【委員会から出された意見】

(ア) 「後継者育成に関する新たな施策について」

後継者育成において、補助金については国から直接漁業者へ交付される仕組みがあることが分かった。

その上で、町として後継者育成問題にどう対処していくのかを今一度検討してほしい。

町は「新規漁業就業希望者への就業支援の充実」を施策の方向性としている。

それに関連して、新規就業者と事業継承希望者とのマッチングサイト等を設立し、町外部からの新規漁業就業希望者を誘致するなど、町単独、あるいは、まちづくり公社と連携した新たな施策の検討について、喫緊の課題として取り組んで欲しい。

(3) 機織業（細幅織物業）について

日本の繊維産業は、戦後において総体的に活況で、貿易収支も黒字を記録していたが、諸外国の台頭やプラザ合意による急激な円高をきっかけに輸出競争力が低下し、事業所数や従業員数も減少してきた。

当町も例に漏れず、かつては漁網製造から移行して機織業が盛んであったが、現在は工場数や製造出荷額が減少傾向にある。

○ 当町の繊維工業（従業者4人以上の事業所）

	昭和35年	平成元年	平成29年
事業所数	44	23	6
従業者数（人）	727	267	187
製造品出荷額（百万円）	475	5,010	3,045

（出典：経済産業省-工業統計調査、吉田町統計要覧）

ア 補助金について

機織業（細幅織物業）が活用できる補助金制度は、以下の内容のとおり。（各補助金とも対象要件あり。）

○ 吉田町企業立地促進事業費補助金

区分	補助率		補助額（A）＋（B）
	用地取得に要する経費（A）	従業員の新規雇用に要する経費（B）	
ふじのくにフロンティア推進区域（※）内の用地を取得した場合	用地取得に要する経費の100分の30（別表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については、100分の40）以内とする。 ただし、静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱に基づ	県内に住所を有する新規雇用従業員の人数に50万円を乗じて得た額とする。 ただし、県補助金に該当しない場合は、25万円を乗じて得た額とする。	用地取得に要する経費及び従業員の新規雇用に要する経費の合計額とし、3億円（別表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については、4億円）を上限とする。 ただし、県補助金に該当しない場合は、1億5千万円を上限とする。な

	く補助金（以下「県補助金」という。）に該当しない場合は、100分の15以内とする。		お、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
上記に該当しない場合	<p>用地取得に要する経費の100分の20（別表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については、100分の30）以内とする。</p> <p>ただし、県補助金に該当しない場合は、100分の10以内とする。</p>	<p>県内に住所を有する新規雇用従業員の人数に50万円を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、県補助金に該当しない場合は、25万円を乗じて得た額とする。</p>	<p>用地取得に要する経費及び従業員の新規雇用に要する経費の合計額とし、2億円（別表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合については、3億円）を上限とする。</p> <p>ただし、県補助金に該当しない場合は、1億円を上限とする。なお、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>

※ ふじのくにフロンティア推進区域

町の申請に基づき「ふじのくに」のフロンティア」を拓く取組全体構想（以下「構想」という。）の実現に必要と県が指定する区域及び総合特別区域法（平成23年法律第81号）第31条第1項の規定に基づき指定された「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」において「目標を達成するために実施し又はその実施を促進する事業」に係る「対象区域の範囲」として示した町の区域のうち、町の申請に基づき構想の実現に必要と県が指定する区域をいう。

（備考）

ふじのくにフロンティア推進区域内の用地を取得した場合にあっては、令和5年3月31日までに用地を取得したものをいう。

表中別表は、左側に業種区分、右側に対象施設を記載している。詳細は「吉田町企業立地促進事業費補助金交付要綱」を参照。

○ 吉田町産業振興事業費補助金

補助対象事業	補助率	補助金額
特産品開発事業	補助対象経費の2/3以内の額	1事業当たり100万円を上限とする
6次産業化事業	補助対象経費の2/3以内の額	1事業当たり100万円を上限とする
イベント交流事業	補助対象経費の1/2以内の額	1事業当たり100万円を上限とする
新規創業事業	補助対象経費の1/2以内の額	1事業当たり50万円を上限とする
その他商工業の活性化に資するものと町長が認める事業	補助対象経費の2/3以内の額	1事業当たり100万円を上限とする

○ 吉田町小口資金利子補給金

利子補給交付期間	利子補給率
借り受けた日から3年以内 ※利子補給の交付は1回限り。	貸付金額の1パーセント以内

○ 吉田町小企業等経営改善資金利子補給金

利子補給交付期間	利子補給率
小規模事業者が借り受けた日から1年以内	小規模事業者が借り受けた金額の年利0.5%以内

【委員会から出された意見】

(7) 「支援制度が適切に活用できる対応策の検討を」

現状、機織業に対する補助金の交付実績はない。

他の地場産業と同様に、利用率が低い原因を調査し、何を必要としているか、求めているものを把握し、それに適応する補助金があるか再確認する必要があると思われる。

また、町内には機織業を営む業者で構成された団体がある。吉田町産業振興事業費補助金など、団体から交付申請があった場合には、適切に対応されることを望む。

イ 外部団体との連携について

【委員会から出された意見】

(ア) 「機織業団体の把握と支援策の検討を」

機織業に関する団体として、「静岡県繊維資材工業会」、「吉田町テープ組合」、「いとへん会」などがあるが、当局からは、一部の団体については初めて知ったとの発言があった。地場産業として捉えているのであれば、それぞれの業務内容や活動実態など、大まかな全体像は把握しておいた方が良いと思われる。

そうした実態把握から当町の地場産業の現状把握、そして活性化策につなげられたい。

ウ PR事業について

【委員会から出された意見】

(ア) 「地場産業としてのPRを」

町のHPや町で発行しているパンフレット、ふるさと納税サイトなどにおける、当町の概要や紹介記事を見ると、同じ地場産業でも、しらす加工業や養鰻業・うなぎ加工業に関するものは多くあるが、機織業に関してはあまり触れられていないように見受けられる。

機織業を地場産業としてPRすることは、その産業だけでなく町の更なるPRにもつながるので、イベントやふるさと納税等でのPR方法について検討されたい。

また、町民の方にも当町の地場産業にはどのようなものがあるのかを知ってもらえるよう、町の地場産業に関するコーナーを用意し、しらす加工業や養鰻業・うなぎ加工業と併せて、機織業に関する製品や機械などの展示を検討されたい。

(イ) 「既存システムを活用したPR方法の検討を」

町のHPに、地場製品のPRページを設けることやオアシス館設置のタッチパネル付き大型ディスプレイを活用したPRなど検討されたい。

エ 総合計画との関連

【委員会から出された意見】

(ア) 「4年後の姿で記載した取組の更なる充実を」

新商品開発などに関しては、国の補助金があり、また、販路開拓では、吉田町まちづくり公社の「よしサポ」において経営相談などに応

じていることが分かった。

新商品開発、販路開拓とも企業努力によるところが主であることは承知している。町には、新たなサービスの創出や商品の高付加価値への取組等を支援し、機織業の活性化に尽力されたい。

6 まとめ

各地場産業の調査で挙げられた委員会の意見を、以下のとおりまとめる。

(1) 補助金について

町が、創意工夫を凝らした補助制度を設けていることは理解できたが、その交付実績については更なる上積みを期待したい。

そのためには、町は、他自治体の補助制度の研究や対象者のニーズを適確に把握し、現行の補助制度の見直しや新たな補助制度について検討されたい。

(2) 外部団体との連携について

町は、産業4団体など外部団体と日頃から交流に努めるとともに、吉田町産業委員会等を活用し、引き続き情報共有やニーズの吸い上げに注力し、適宜必要な対応をとられたい。

また、「機織業（細幅織物業）」については、当町の地場産業として、町内の団体についての把握や業界把握に努め、活性化策の検討につなげられたい。

(3) PR事業について

PRにおいては、「しらすのまどぐち」が開設され、情報発信拠点ができただけでなく大きな成果といえる。今後は、しらすだけでなく各種地場産品を取り扱うとのことなので、一過性のものにならないよう有効活用され、地場産業を含む町の魅力の発信に尽力されたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが中止となっている。HPやSNSなどのデジタルツールの更なる活用について検討し、情報発信力を低下させないよう努力されたい。

(4) 総合計画との関連について

第5次吉田町総合計画後期基本計画における「現状と課題」の課題解消に向け、「4年後の姿」に記載されている取組や支援に係る施策を着実に実行し、「4年後の姿」が現実となるよう取り組まれたい。

本調査によって、調査対象とした地場産業に対する当局の取組のほか、より注力が必要と思われる箇所などが把握できた。

当委員会からの意見が、当町地場産業の活性化、ひいては町全体の活性化の一助となることを期待する。